

# 離婚を経験する家族への心理教育プログラム FAIT の実践

—親に向けた試行実践から得られた示唆と今後の課題—

福丸由佳<sup>1</sup>・小田切紀子<sup>2</sup>・大瀧玲子<sup>3</sup>・大西真美<sup>4</sup>・曾山いづみ<sup>3</sup>・村田千晃<sup>5</sup>・

本田麻希子<sup>6</sup>・山田哲子<sup>3</sup>・渡辺美穂<sup>7</sup>・青木聰<sup>8</sup>・藤田博康<sup>9</sup>

(1)白梅学園大学 (2)東京国際大学 (3)東京大学大学院教育学研究科 (4)愛育病院 (5)豊島区東部子ども家庭支援センター (6)埼玉県和光市教育委員会 (7)栃木県県南児童相談所 (8)大正大学 (9)帝塚山学院大学

## 〈要旨〉

本研究は、離婚を経験する家族に対する、子どもの視点を取り入れた支援が十分でないわが国の状況を鑑み、親子双方を対象とした心理教育プログラムの導入に向けて、親グループの試行実践と調査を実施した。その結果、当事者同士が自らの体験を振り返りつつ互いにエンパワーできる場としての機能があることはもとより、子どもの視点から離婚を捉え、子どもの発達に即した具体的な対応を親自身が知ることや、祖父母を含む3世代の関係性を意識した支援を行っていくことの重要性が明らかになった。また、実践前後の調査からは、こうした取り組みによって親の意識や行動にもある程度の変化が生じることが示唆された。

一方、単独親権というわが国の状況下で、力関係がより複雑化し高葛藤に結びつきやすい親同士の関係を踏まえながら、子どもの親として養育にあたることの大切さを丁寧に扱っていくことをはじめ、わが国の法制度や現状に見合った形でのプログラムの実践という課題も明らかになった。

【キーワード】 離婚、子ども、共同養育、心理教育、家族支援

## 【はじめに】

厚生労働省（2014）の統計によると、わが国の婚姻件数は66万8869件で、一方、離婚件数は23万5406件で、実に3組に1組の夫婦が離婚を経験することになる。中でも、同居年数が10年未満の夫婦の離婚が半数を超えており、幼児期や児童期、また思春期に親の離婚を経験する子どもも多い。

こうした現実を背景に、親の離婚を経験する子どもへの心理的影響に関する研究が、わが国でも少しづつ見られる一方で（小田切，2005；棚瀬，2004；須田他，2010；藤田，2012など）、子どもの抱える心理的な問題やひとり親世帯への支援は、いまだ十分とは言えないのが現状である（小田切，2010；棚瀬，2005, 2010）。2012年に、離婚後の子の監護に関する事項を定める民法766条が改正され、「面会交流」と「養育費の分担」が協議で定めるべき事項として明記されるようになったものの、たとえば、Ross & Corcoran（2013）に代表されるような、欧米における共同養育と面会交流の考え方がまだわが国では十分に定着していない。そこで、子どもの発達や適応を最大限保障し、離婚とい

う移行期にある家族の関係性を支える具体的な取り組みを充実させることは喫緊の課題といえる。

こうした現状を踏まえ、本研究は、離婚を経験する子どもと親の双方を視野にいた家族支援プログラムの導入と実践、およびその効果や課題について検討することを目的としている。具体的には、米国で開発された心理教育プログラム FAIT: Family In Transition(米国名はFIT、日本導入に際して、ほかのプログラムとの混同をさけるために、許可を得てFAITとした。以下FAITと記載)を用いている。

FAITは離婚を経験した(している)両親と子どもを対象にした心理教育的介入プログラムで、離婚に関わる子どもの様々な感情に対して親が適切に対応できるように親の能力を高め、親子関係をより良くすること、そして子どもの社会的適応能力を伸ばして健康的な将来の可能性を保証することを目的としている。米国ケンタッキー州を中心とする地域では、離婚成立の要件として司法過程に組み込まれており、合計6時間のプログラムの中で、子どもや家族が

抱えやすい課題への理解とその対応などを具体的に学べるように、様々な工夫がされている。

筆者らは、これまで FAIT プログラムの日本での導入と実践を長期的目標に据え、日本の文化に即した支援の在り方について検討を進めてきた（福丸ほか, 2012; 本田ほか, 2012; 大瀧ほか, 2012; 山田ほか, 2012 など）。本年度は FAIT プログラムの日本導入に向けて、当事者の親を対象に 3 回の試行実践を行い、その前後に質問紙調査を実施した。本稿は、親に向けて行った試行実践の過程とそこから得られた示唆（研究 1）と、また前後に行った質問紙調査およびインタビュー調査の結果（研究 2）から、親の離婚を経験する子どもとその家族に向けた心理教育の実践の意義とプログラムを実践する上での今後の課題について考察する。

## 研究 1 離婚を経験した親に対する試行実践

### 【目的】

離婚を経験した親を対象に、FAIT プログラムの試行実践を行い、そのプロセスで得られた示唆から、今後の課題について検討する。

### 【方法】

#### ○対象

離婚を経験した親 14 名（同居親 5 名（全員女性）、別居親 9 名（男性 6 名、女性 3 名）。うち面会交流あり 8 名、交流なし 6 名）。

各グループの構成は、第 1 グループ：同居親 3 名（全員母）。第 2 グループ：別居親のみ 6 名（母 2 名、父 4 名）。第 3 グループ：同居・別居親 5 名（同居母 2 名、別居母 1 名、別居父 2 名）。第 2,3 グループは同時並行で開催した。

#### ○手続き

知人および、支援団体を通じて参加者を募り、事前に書面でプログラムの目的と内容、調査研究への協力について説明を行い、参加の同意を得た。なお、ファシリテーターは、FAIT の研修を受けた臨床心理士が担当した。

#### ○時期

2013 年 4 月に第 1 グループ、同年 10 月に第 2・第 3 グループの、計 3 グループを対象に実践を行った。

### 【結果と考察】

以下、同居親のみを対象とした第 1 グループの実践と、別居親・同居親双方を対象とした第 2・第 3 グループの実践から得られた知見について、グループの経過をふまえて述べていく。

## 1. 各グループの流れと力動

まず、第 1 グループは、全参加者が同居母で、離婚から数年を経て比較的落ち着いている状況であったことからも、全体に和やかな雰囲気の中で心理教育を進めていくことができた。「離婚によって親が得たもの・失ったもの」について話し合う場面など、ホワイトボードを活用しつつ、活発な意見が交わされた。

一方、子どもが「失ったもの」については、「父親の喪失」をはじめとした意見が出る一方で、「得たもの」については、「家庭内に葛藤がなくなったものの、得たものとなると、わからない」といった声に示されるように、親が子どもの体験を多様な視点から考えるのは必ずしも容易ではないことが示唆された。ただ、参加者同士の体験に基づく語りを聴きあうことで、子どもの目から見た親の離婚について、自身とは異なる視点からとらえ直す機会になっていく様子もうかがえた。

このように、グループが進むにつれ、同じ離婚を経験した同居親という一体感が生まれ、その後のプロセスにおいても、たとえば、思春期の子どもを持つ母親が、幼稚期の子どもを持つ母親のメンター的な役割となり、自分の経験を伝えながら励ます場面が見られたり、父親との面会交流の有無にかかわらず、お互いの苦労や対応を認め合いながら意見を交わしたりする場面も多くみられた。

次に、別居親も含めた第 2・第 3 グループでは、離婚に際して司法機関と関わりがある人が多く、面会交流を強く希望しながらも実施できていない親が半分程度おり、葛藤レベルが高いグループ構成となった。それゆえ、子どもと会えない状況が続いている別居親からは、面会交流が保障されていない日本の離婚制度に対する批判、意見が多く発せられ、さらに特定の親が自分の現状や問題点について、やや独占的に話してしまうことがたびたび生じた。そのため、ファシリテーターは、特定の人の発言に偏らないように、グループ全員が満足できるように配慮しながら、心理教育プログラムの内容をこなしていく実践の技術が求められる場面が比較的多かったと言える。

こうした点からも、ファシリテーターは、FAIT プログラムが心理教育的プログラムであることを認識し、困難な問題を抱える参加者には、個別の対応をする必要性も生じうることを念頭に置く必要があるだろう。また同時に、当事者が離婚について自分の気持ちや考えを安心して語れる場所が十分に存在していない日本の現状を改めて認識する機会にもなった。こ

のような機会を提供することも、今後求められる家族支援の1つの方法であろう。

## 2. 元配偶者との協力関係の大切さ

親向けのFAITプログラムでは、「親の離婚にまつわる子どもの疑問を理解し適切に対応する」、「離婚後の親子の関係を強化する」、「協力して子育てる関係をつくる」の3つの点を主に扱うが(詳細は、福丸, 2013)、その中でも、元配偶者と「協力して子育てる関係をつくる」ことは、子どものその後の発達や適応においても非常に重要視されている。しかし実際には、この部分には課題も少なくなく、配慮をしつつの実践が求められることが改めて示される結果となった。

例えば同居親のみの第1グループでは、「一度感情がもつれた相手に、もう一度そういう丁寧な対応をとるのが非常に難しい」「単純に夫に会いたくない」といった声もあり、「子育て関係」を築く以前に、元配偶者との葛藤から心理的な距離をおくことの難しさが浮き彫りになった。

また、別居親を含む第2・第3グループでは「できることなら元配偶者とはコンタクトを取りたくない。でも子どもと会うためには、仕方ない」「子どもと会うために、相手(同居親)の機嫌を損ねないように話している」など、子どものために元夫婦が協力していくことの大切さと面会交流にまつわる心労、また煩わしさも語られた。

FAITプログラムの中で重視される考え方の1つに、夫婦の関係は解消しても、「子どもにとっての親」という存在としてあり続けることの大切さを理解し、親同士が協力して子育て関係を築いていくことで、子どもの将来を保証するという事があげられる。「どんな親であろうとも、子どもにとって、親があそこにいるというのはすごく大事だと思う」という参加者からの語りにも示されるように、親同士の葛藤を子どもとの関係に持ち込むのではなく、双方の親が親としてそれぞれに子どもと関わり続けることの意味や重要性を親自身が少しずつ認識できるようになることは大きな課題と言えよう。

## 3. 単独親権の日本において共同養育をめざすことの難しさ

上記に述べた子育て関係を築くことの困難さは、葛藤を伴う夫婦関係の解消、という離婚そのものの持つ特性のみによるのではなく、我が国の離婚をとりまく法制度などが大きく関

わっている。

FAITプログラムは、共同親権、共同養育を基本とするアメリカで開発されたプログラムである。離婚が子どもに与える影響や、親が抱える子どもに関する問題は、日本とアメリカで共通するものが多い一方で、単独親権でかつ、面会交流が法的拘束力を持っていない日本では、継続的に安定した面会交流を実施していくこと自体が困難であり、結果として、子育て関係を築くことがより困難さを増している。「私は、子どものために面会交流をしていくことが大切と思っているが、相手がわかってくれれない」、「相手にこのプログラムを受けてもらい、面会交流の大切さをわかってほしい」といった別居親からの声に示されるように、元配偶者との葛藤を背景に、制度としては確立していない面会交流の重要性を双方が認識するに至ることの難しさも示されている。

さらに、別居親からは、同居親からの子どもに関する情報が少ない中で、子どもにとって負担が少なく、次もまた会いたいと思える面会交流をしていく難しさなども語られていた。以上のことからも、日本の法制度や現状に見合った形でのプログラムの実践が求められることが明らかとなった。

## 4. 祖父母の存在、3世代の関係

日本における実践という点で、もう一つの特徴が、祖父母を含めた3世代の家族の関係性を視野に入れる必要性であろう。

例えば、第1グループでは、「祖父母世代にも協力が必要。私の親が夫のことを受けちょんけちょんに言う」「孫可愛さ、娘を傷つけたという相手憎しで、(祖父母が)一番大変。偏見も残っていて」といった声が複数聞かれたが、子どもにとっての祖父母(参加者の両親、あるいは元配偶者の両親)の影響は、子どもにも決して小さくないことが窺える。

また、祖父母が子どもの父親を批判することを懸念する一方で、「愛情はありがたいけれど」「(祖父母に)言いにくいし、言うこと聞かないし」というように、実の親であり、離婚後の生活をサポートしてくれているがゆえに、なおさら、自身の懸念を率直に伝えにくい現実も窺えた。第2・第3グループでも、面会交流の大切さを親だけではなく、できることなら祖父母にも理解してもらうことが必要であるといった声があがっている。

これらのことから、日本における実践では、父親母親という親世代と子どもの関係だけではなく、祖父母を含めた3世代を視野に入れ

つつ、たとえば、祖父母に向けたページを加えるなど、家族文化に適したプログラムの導入が求められると言えるだろう。

## 研究2 FAIT 実践前後の質問紙調査および、インタビュー調査

### 【目的】

FAIT プログラム実施の意義や効果、今後の課題について、さらに検討するため、本研究では、試行実践の前後に質問紙調査を実施し、さらに、個別のインタビュー調査を行った。この研究の目的は、グループによる心理教育の実践が参加者にとってどのような意味を持つのか、また具体的に何らかの変化をもたらすのか、といったことを明らかにすること、さらに、FAIT プログラムを日本で実践する際の今後の課題を明らかにすることである。

### 【方法】

#### ○対象

研究1に参加した親14名の中で、試行実践前後の質問紙とインタビュー調査の協力を得られた13名。

#### ○手続き

質問紙調査は、プログラム参加の前に書面で調査の目的や結果の公表などについて説明を行ったうえで、事前に調査票に記入したものを持参してもらった。事後の質問紙調査については、グループ終了時に配布し、実践後1週間～2週間経てから回答してもらい、郵送で回収を行った。

インタビュー調査は、事後の質問紙調査が返送された後、個別に面接または、電話によるインタビューを行った。インタビューにかかった時間は、30分から75分程度であった。

なお、質問紙調査および、インタビューに協力してくれた参加者には謝礼を支払った。

#### ○調査の内容

質問紙調査は、基本的には米国で用いられている事前事後の質問紙調査の内容を翻訳して使用し、さらに必要な項目を加えて作成した。事前調査の内容は、属性などの情報に加え、主に、①離婚にまつわる子どもの行動や親自身の行動に対する意識（19項目、7件法）、②子どもに対する働きかけなど、親自身の実際の行動（19項目、7件法）であった。事後調査は、③FAIT プログラムへの参加に対する評価（5項目、5件法）や、自由記述（プログラムの中で重要な内容や、参加後の変化、子どもの参加を含めたプログラム全体に対する意見など）に関する項目を加えて行った。

インタビュー調査は、主に、①プログラムの効果、②参加した親自身の変化、③プログラム実施上に関する意見や改善点、④日本の法制度や社会状況、などについて尋ねている。得られた内容は、KJ法を援用して分析した。

### 【結果と考察】

#### 1. 質問紙調査の結果から

まず、①離婚にまつわる子どもの行動や親自身の行動に対する意識において、プログラム参加の前後に何らかの変化が見られるかを検討するため、ノンパラメトリック検定（Wilcoxon の符号付き順位検定）による分析を行った。その結果、「子どもが離婚についての気持ちを共有できる活動に参加すること（ $z=-2.45$ ,  $p<.05$ ）」、「一方の親が、子どもにもう一方の親とも話すように促すこと（ $z=-2.32$ ,  $p<.05$ ）」の得点が参加後に有意に増加し、「もう一方の親が何をしているか子どもに尋ねること（ $z=-2.72$ ,  $p<.01$ ）」は有意に減少した。

また、「子どもが離婚について他の人に話すこと（ $z=-1.82$ ,  $p<.10$ ）」や、「離婚はあなたのせいではないと、きちんと子どもに保証すること（ $z=-1.73$ ,  $p<.10$ ）」も増える傾向が、「もう一方の親に反対して、子どもの味方の立場をとること（ $z=1.88$ ,  $p<.10$ ）」は減る傾向が示された（表1）。

次に、②子どもに対する働きかけなど、親自身の実際の行動、については、「離婚はあなたのせいではないとお子さんに保証する」のみに有意な傾向が示され、プログラムの参加によってこうした行動が増す傾向が示唆された（ $z=-1.80$ ,  $p<.10$ ）。

以上の項目は、離婚にまつわる子どもの心配や誤った認知に対して親として適切に対応することや、子どもを両親の葛藤に巻き込まないようにするといった、FAIT プログラムの中でも特に重要とされる中核的な概念にかかわっている。今回の結果から、心理教育プログラムへの参加によって、こうした点において、親自身の意識や行動がある程度変化しうることが示唆されたと言えるだろう。

ただし、別居親の参加者が多いこともあって、実際の行動の変化自体は少ないとや、試行実践の段階ゆえ、データ数が十分でないことによる限界も存在する。前後の変化について十分な統計的検討を行うためにも、今後はさらなるデータの蓄積が求められるであろう。

なお、事後の調査で行った③FAIT プログラムへの参加に対する評価については、全体的に

高い得点が示されていた。特に、自身の参加が、「子どもたちにとってもよかった」と感じていることや、「離婚を経験した他の家族に対してもこうした機会を持つとよい」と感じているなど、ある程度の満足を得ていること、また、こうしたプログラムが日本でも必要とされていることが示唆される結果となった（表2）。これらの結果から、心理教育の参加に対する満足度やニーズは、ある程度高いと考えられる。

## 2. 自由記述および、インタビューの結果から

### ①参加者にとってのグループの効果

まず、試行実践の場が参加者にとってどのように機能していたかなどについて、自由記述や親の実際の語りから検討する。試行実践の場については、「親自身が離婚についての思いを話せる・聞ける場」として機能していたという声が複数聞かれた。具体的には、「離婚については、ついつい自分の友達でも、その話題を避けてしまうことがある、こういう場があるのはいいと思った。話せてよかった」「日本には、ほとんど情報や機会がないので、そういうものがあるといいな」などの声に代表されるように、普段の生活では「離婚」という話題を正面から取り上げて話すことはなかなか難しいことや、当事者同士で語り合える場は非常に貴重であることなどが語られた。

また、今自分が苦しんでいることをすでに乗り越えた「先輩」の親の話を聴いて、未来への展望が持てるようになったり、かつての苦しかった体験を語り直して労い合ったりと、ピアサポート的な機能も果たしていることが示唆された。

さらに、「子どもの声や視点の大切さを実感する場」としても大きな意味があることが示唆された。これは実践の場だけでなく、プログラム終了後普段の生活の中でも「子どもの声や気持ちを大切にするとはどういうことかと繰り返し問い合わせたり、親としての自分のあり方を考え直したりしている」といった同居親の語りからも窺える。

一方で、面会交流が実現していない別居親からは、「子どもの気持ちを最優先したくとも会えないから実現しない」といった声が、事後のインタビューでも改めて出ており、現実とのギャップを強く感じている様子も窺えた。プログラムを通して改めて「元配偶者との協力関係が大切である」と実感しつつも、相手の認識は必ずしもそれと一致しないなど、離婚の経緯や元配偶者の状況によって、個別の課題が存在する。米国のように、離婚の成立要件として司法過程

にプログラムの参加が組み込まれている状況とは異なる中で、こうした現状とどのように向き合い対処しうるのか、制度の問題も含めて広い視野からの取り組みも必要であろう。

### ②よりよいプログラムにむけての今後の課題

まず、今回の試行実践は、離婚を経験してからの年数や居住状態（別居か同居か）、面会交流の有無や頻度など様々な背景を抱える参加者を対象としていたこともあり、「様々な条件の人たちが集まっていたためか、条件が違いすぎて話が前に進まないこともあった」という意見もあった。ただ、実践においては、このような状況は必然的に起きうることであり、むしろこれを統一させるというより、それぞれに抱える事情や思いはあるにせよ、子どもへのケアをはじめとして、離婚に際しての「心理教育としての枠をつくる」ことを常に意識しておくことが、今後の実践において重要であると考えられる。

「プログラムの内容に入る前に、より離婚についての思いをしっかりと語れるようなグリーフケアの段階が必要」という声は、こうした点に関係しているかもしれない。FAITにも、こうした内容を扱う部分が組み込まれているが、やはり広く一般的な情報や知識の共有を第一義とする心理教育であるため、葛藤の高い参加者の個別の状況に対しては、専門機関へのリファーを始め、必要な対応を検討していくことも必要である。プログラム参加の段階でのアセスメントをどう行っていくかということと併せて、今後の課題であると考えている。

また、祖父母との3世代の関係について「親が受け入れるのに時間がかかった。恥を隠そうとして、それはつらかった」「日本の場合は祖父母がすごく問題。（中略）父母の考えはよくても、祖父母の感情が激しくて引きずられることが多い」「黙っていてほしい。よかれと思つて言っているのだろうがよかれになってない。向こうの親に会うことも子どもにとって必要。祖父母や私の都合ではなく。それを知識として最低限知つもらいたい」といった声も多く聞かれた。日本においては、3世代を視野にいれた取り組みが必要であることが、事後のインタビューからも改めて明らかになった。

### ③現行の法制度や社会への働きかけ

参加者の多くは離婚に際して社会の無理解に苦しんだ経験があり、「離婚についての社会への啓蒙が必要」と強く感じていることも明らかになった。単独親権である現行の法制度への不満をはじめ、「子どもの権利、立場が考慮さ

れていないために親のエゴで子どもが振り回されている」現状に対して、「FAIT プログラムを通して離婚についての理解が広まっていくこと」「こういうのをちゃんとした取り組みにしてほしい」など、プログラムの内容が、社会的に認知されることを望む声も多く聞かれた。

離婚を経験する子どもや家族といった当事者だけではなく、子どもが生活する保育や教育の現場などの専門家をはじめ、多くの大人が、離婚が子どもに与える影響や大人に求められる対応などについて共有していくことが重要であると言えよう。

### 【おわりに】

以上、親に向けたグループ試行実践と前後に  
行った質問紙調査、インタビューで得られた知見をふまえつつ、そこから見えてきた課題について述べた。以下、得られた示唆を簡単にまとめてみる。

まず、子どもへのケアが決して十分ではない我が国の状況の中で、こうした取り組みが必要であり、そのニーズも十分にあることが明らかになった。子どもを対象としたグループのニーズも、インタビューからも得られており、その実践を含めて今後の課題と考えている。

また、プログラムを進めるプロセスにおいては、参加者自身の体験を語るだけではなく、子ども自身の気持ちを想像することを促していく働きかけが重要であること、同時に、あくまで心理教育として、一般的な理論や情報を共有しながら、参加者をエンパワーしていくことが大切であることも明らかになった。

また、文化的要因として、日本においては親だけではなく、「孫」が体験する親の離婚について、祖父母の理解を促す必要があることや、単独親権という状況下でより力関係が複雑化しやすく高葛藤に結びつきやすい親同士の関係を丁寧に扱いながら、子どもにとっての親という側面をより鮮明にしていくことの重要性も示唆された。

親の離婚は子どもの視点に立ってみると、また異なった意味や影響を持っているが、その中にあって、親や周りの大人ができるることは決して少なくなく、子どもの発達に応じて、親が親として適切にかかわることで、その後の子どもの育ちを大きく支えることができる。こうした適切な親のかかわりを可能にするためにも、現場がどのような役割を果たしていくことができるか、具体的かつ実践的な取り組みを重ねることで、さらに検討していきたいと考えている。

### 【引用文献】

- ・福丸由佳・中釜洋子・大瀧玲子・山田哲子・曾山いづみ・本田麻希子・平良千晃(2012)離婚を経験する子どもと家族への心理的支援—FAIT (Family in Transition)の導入と実践—明治安田こころの健康財団紀要, 47, 65-74.
- ・福丸由佳(2013) 離婚を経験する移行期の家族への心理教育 家族心理学年報, 31, 81-91.
- ・藤田博康(2011) 親の離婚を経験した子どもたちのリジリエンス, 日本家族心理学会第28回大会論文集 74-75.
- ・本田麻希子・遠藤麻貴子・中釜洋子 (2012) 離婚が子どもと家族に及ぼす影響について—援助実践を視野に入れた文献研究— 東京大学大学院教育学研究科紀要, 51, 269-286.
- ・厚生労働省(2014) 我が国的人口動態—平成24年までの動向  
[http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/81-1a\\_2.pdf](http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/81-1a_2.pdf)  
平成26年年7月2日現在
- ・小田切紀子 (2005) 離婚家庭の子どもに関する心理学的研究 応用社会学研究 15, 21-37.
- ・小田切紀子 (2010) 離婚—前を向いて歩き続けるために サイエンス社
- ・大瀧玲子・曾山いづみ・中釜洋子 (2012) 離婚をめぐる親子への支援プログラム導入の研究 (1) ——専門家へのインタビュー調査から、臨床現場で生じている問題——東京大学大学院教育学研究科臨床心理学コース紀要, 35, 123-129
- ・Ross & Corcoran (2013) 離婚後の共同養育と面会交流—子どもの育ちを支えるために— 青木聰・小田切紀子 (訳)
- ・須田桂吾・青木聰・野口康彦(2010) 離婚と子ども—親子の引き離し問題への施策的課題—家族療法研究, 27(3), 60-65
- ・棚瀬一代(2004) 離婚の子どもに与える影響—事例分析を通して 現代社会研究 第6巻 p.19-37
- ・棚瀬一代(2005) 離婚と子ども 心理臨床家の視点から 創元社
- ・棚瀬一代(2010) 離婚で壊れる子どもたち 心理臨床家からの警告 光文社新書

- ・山田哲子・本田麻希子・平良千晃・福丸由佳  
 (2012) 離婚をめぐる親子への支援プログラム導入の研究(2)—フォーカスグループから探る日米の文化的・制度的違いについて—  
 東京大学大学院教育学研究科臨床心理学コース紀要, 35, 130–139.

\*本研究は、白梅学園大学研究倫理委員会の審査を経て実施した。

表1. 離婚にまつわる子どもの行動や親自身の行動に対する意識

項目内容	実施前	実施後	<i>z</i> 値
子どもが離婚について他の人に話すこと	5.29	5.86	-1.82 $\tau$
子どもの離婚に関する疑問に親が答えること	6.21	6.57	-1.41
両親の離婚に対して子どもが怒りや悲しみ、他の感情を示すこと	6.36	6.43	-.33
子どもの前で、一方の親がもう片方の親に対して非常に批判的になること	1.36	1.07	-1.34
子どもがもう一方の親と過ごす時間に口を出すこと	2.43	2.93	-.31
子どもがいる前で、元配偶者と言いかいをすること	1.25	1.14	-.58
子どもがいる前で、もう一方の親がやっていることを批判すること	1.64	1.71	-1.00
子どもが両親の離婚を自分のせいだと責めること	1.21	1.07	-1.41
子どもが離婚についての気持ちを共有できるような活動に参加すること	5.43	6.64	-2.45*
子どもが離婚を乗り越えることを親が期待すること	3.86	3.86	-.50
一方の親が、子どもにもう一方の親とも話すように促すこと	4.14	5.14	-2.32*
もう一方の親が何をしているか子どもに尋ねること	3.36	1.93	-2.72**
もう一方の親に反対して、子どもの味方の立場をとること	3.36	2.50	-1.88 $\tau$
離婚はあなたのせいではないと、きちんと子どもに保証すること	6.71	6.93	-1.73 $\tau$
子どもがそれぞれの親と定期的に会う機会を持つこと	6.64	6.93	-1.34
子どもが、もう一方の親とどれくらいの頻度でいつ会えるのか知っていること	6.86	6.36	-1.34
子どもがそれぞれの親がどこに住んでいるのか知っていること	6.36	6.29	.00
子どもに離婚した理由を教えること	5.64	5.50	-1.10
もう一方の親と子どもの関係をサポートすること	6.29	5.79	-1.19

$\tau$ :  $p < .10$  \*:  $p < .05$  \*\*:  $p < .01$

表2. FAIT プログラム参加に対する評価

項目内容	平均	標準偏差
FAIT プログラムによって、お子さんの離婚の問題について、よりうまく対処できるようになったと思う	3.86	0.52
プログラムは時間の無駄であったと思う*	4.86	0.35
離婚を経験した全ての家族の多くがこのようなプログラムに参加する機会を持つべきだと思う	4.86	0.35
私はこのプログラムに参加するのが恥ずかしかった*	4.79	0.56
このプログラムに参加して、お子さんたちにとっても良かったと思う	4.69	0.46

\*逆転項目